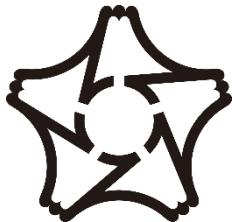


裾野市耐震改修促進計画

(第3期・令和3年度～令和7年度)



令和3年4月改定

裾 野 市

目 次

序章 はじめに

- 1 計画策定の背景
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の概要
- 3 想定される地震の規模と被害

第1章 計画の概要

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 基本方針

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 耐震化を図る対象建築物
- 2 耐震化の現状と課題
- 3 耐震化の目標

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策
- 3 地震時の総合的な安全対策
- 4 優先的に着手すべき建築物等の指定
- 5 地震時における道路の通行の確保

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 ハザードマップの周知と活用
- 2 相談体制の整備・情報の充実
- 3 パンフレットの作成とその活用
- 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導
- 5 地域住民等との連携
- 6 ダイレクトメールや戸別訪問等の実施
- 7 静岡県との連携
- 8 建築関係団体との連携

第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

- 1 公共建築物の耐震化の取組
- 2 その他（今後取り組むべき事項）

資料編

序章 はじめに

1 計画策定の背景

平成 7 年 1 月に発生した「阪神・淡路大震災」では、6,434 人の尊い命が奪われた。地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、このうちの約 9 割にあたる 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえ、平成 7 年 10 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）が制定され、全国的に建築物の耐震化の取組が進められてきた。

その後、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震など、大地震が頻発したことから、国は中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「耐震改修促進法」を平成 17 年 11 月に改正し、平成 18 年 1 月から施行した。

この法改正において、国による基本方針の作成、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定が位置付けられるとともに、国民の建築物の地震に対する安全性確保等についての努力義務が明文化された。本市においても、平成 19 年 3 月に「裾野市耐震改修促進計画」を策定し、市内の住宅及び建築物の耐震化率を平成 27 年度末までに 90% とすることを目標に掲げるとともに、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策等を定めた。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

これを受け、建築物の地震対策の見直しが緊急の課題とされ、平成 25 年 2 月に取りまとめられた社会資本整備審議会の第一次答申「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」を踏まえ、「耐震改修促進法」が平成 25 年 5 月に改正、同年 11 月に施行された。

この法改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物等で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについて、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

本市では、平成 27 年度末に「裾野市耐震改修促進計画」が終了したことから、平成 28 年 4 月には「裾野市耐震改修促進計画（第 2 期計画）」を策定し、市内の住宅及び建築物の耐震化率を平成 32 年度末までに 95% とすることを目標に掲げるとともに、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策等を一部見直した。

その後も、平成 28 年 4 月に熊本地震、平成 30 年 6 月に大阪府北部地震、同年 9 月には北海道胆振東部地震と、全国各地で大規模な地震が発生しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況である。東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されているなか、住宅や建築物の耐震化など地震対策の緊急性は一層高まっている。

本市では、平成 13 年度からプロジェクト「トウカイゼロ」により木造住宅の耐震化に対して重点的に支援するなど、第 2 期計画までの各種施策の取組により、住宅の耐震化率は平成 15 年の 75.0% が平成 30 年には 91.5%、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は 66.9% から令和元年には 95.5% となり、着実に耐震化が進んでいるが、住宅については目標を下回っている状況である。

今般、第 2 期計画が令和 2 年度末で終了することから、耐震化の現状や課題等を踏まえ、令和 3 年度からの運用に向けて、新たに 5 カ年を計画期間とする「裾野市耐震改修促進計画（第 3 期計画）」を策定し、一人でも多くの市民の命が守られるよう努めるものとする。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の概要

平成 7 年 1 月 17 日 阪神・淡路大震災

耐震改修促進法の制定(平成7年10月)

概要

建築物に対する指導等

- 建築物所有者に対する耐震診断及び改修の努力義務(特定建築物)
- 所管行政庁による指導・助言及び指示(特定建築物)

耐震化の円滑な促進のための措

- 耐震改修計画の認定(既存不適格建築物の耐震改修に係る建築基準法の緩和)

平成 16 年 10 月 23 日 新潟県中越地震

平成 17 年 3 月 20 日 福岡県西方沖地震

耐震改修促進法の改正(平成 17 年 11 月)

改正概要

計画的な耐震化の推進

- 国が耐震化に係る基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画

建築物に対する指導等の強化

- 所管行政庁による指導・助言等の対象拡充(道路を閉塞させるおそれのある建築物)
- 所管行政庁による指示等の対象拡充(学校、老人ホーム等)
- 所管行政庁の指示に従わない特定建築物の公表

耐震化の円滑な促進のための措

- 耐震改修計画の認定対象を拡充(一定の改築を伴う耐震改修工事等)
- 耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

平成 23 年 3 月 11 日 東日本大震災

耐震改修促進法の改正(平成 25 年 5 月)

改正概要

耐震化促進のための規制強化

- 耐震診断の義務付け・結果の公表

【要緊急安全確認大規模建築物】

- ・不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難弱者が利用する大規模建築物
- ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

【要安全確認計画記載建築物】

- ・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- ・都道府県が指定する防災拠点建築物

耐震化の円滑な促進のための措

- 耐震改修計画の認定基準の緩和、容積率・建ぺい率の特例

- 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- 耐震性に係る表示制度の創設等

平成 30 年 6 月 18 日 大阪府北部地震

耐震改修促進法の改正(平成 31 年 1 月)

改正概要

耐震化促進のための規制強化

- 耐震診断の義務付け・結果の公表(拡大)

【要安全確認計画記載建築物】

- ・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に附属する組積造の埠

3 想定される地震の規模と被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓として平成 25 年に策定した「静岡県第 4 次地震被害想定」では、想定されるレベル 1 とレベル 2 の二つのレベルの地震・津波による被害想定が取りまとめられている。

表 1-1 想定される地震の規模

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い
レベル1の地震・津波 (静岡県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く(駿河トラフ・南海トラフ沿いではおおむね 100~150 年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波)	○東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード 8.0~8.7) 震度7 無 震度6強 無 震度6弱 135.2 km ² 震度5強 0.3 km ²	○大正型関東地震 (マグニチュード 8.0 程度) 震度7 無 震度6強 49.0 km ² 震度6弱 78.3 km ² 震度5強 8.2 km ²
レベル2の地震・津波 (内閣府(2012)により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波)	○南海トラフ巨大地震 (マグニチュード 9 程度) 震度7 無 震度6強 無 震度6弱 135.5 km ² 震度5強 0.1 km ²	【本計画で想定する地震】 ○元禄型関東地震 (マグニチュード 8.2 程度) 震度7 11.9 km ² 震度6強 76.5 km ² 震度6弱 47.2 km ²

出典：静岡県第 4 次地震被害想定[第一次報告]

表 1-2 第4次地震被害想定 補野市人的被害(元禄型関東地震、冬の深夜)【平成 25 年時点】

	建物倒壊		山崖崩れ	火災	ブロック 塀の転 倒、屋外 落下物	合計
	うち屋内収容物 移動・転倒、屋 内落下物					
死者数	約 10 人	5 人未満	5 人未満	5 人未満	5 人未満	約 10 人
重傷者数	約 100 人	約 20 人	5 人未満	5 人未満	5 人未満	約 100 人
軽傷者数	約 600 人	約 90 人	5 人未満	5 人未満	5 人未満	約 600 人

表 1-3 第 4 次地震被害想定 補野市建物被害 (元禄型関東地震、冬の夕) 【平成 25 年時点】

	被害原因					合計
	揺れ	液状化	人工造成地	山崖崩れ	火災	
全壊・焼失棟数	約 1,100 棟	5 棟未満	約 20 棟	約 10 棟	約 400 棟	約 1,600 棟
半壊棟数	約 2,700 棟	5 棟未満	約 50 棟	5 棟未満	約 20 棟	約 2,700 棟

第1章 計画の概要

1 計画の目的

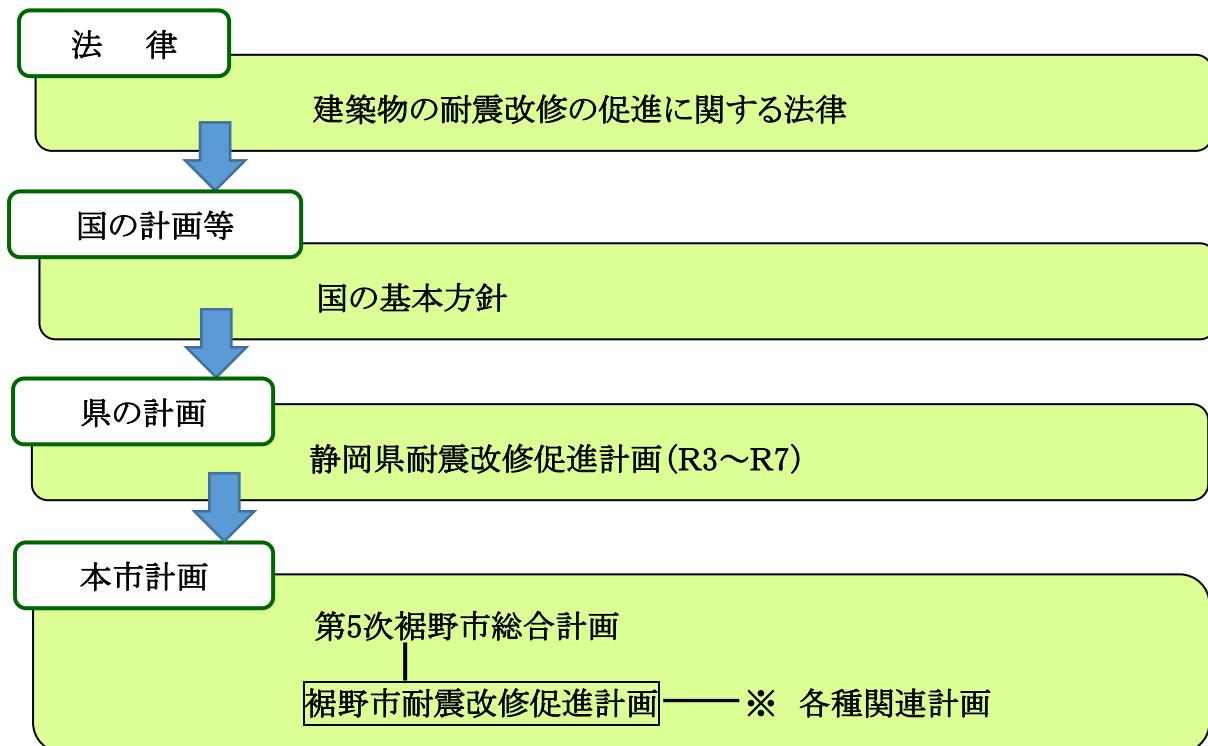
裾野市耐震改修促進計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの市民の命を守るために、市内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を効果的かつ効率的に促進することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、「耐震改修促進法」第6条第1項に基づき、「静岡県耐震改修促進計画」を踏まえて作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の向上に関する啓発や措置等の事項を定め、市内の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置付ける。

また、策定においては、「裾野市地域防災計画」等の関連する各種計画との整合を図るものとする。

■ 計画の位置付け



※ 各種関連計画

裾野市地域防災計画、裾野市国土強靭化地域計画、裾野市地震対策アクションプログラム 2013

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。なお、今後の社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

H19	H27	H28	R2	R3	R7
計画期間 (第1期)		計画期間 (第2期)		計画期間 (今回・第3期)	

第2章 基本方針

「建築物の耐震化」と「命を守る対策」を総合的に取り組むことによって、地震による建築物の倒壊等の被害から「一人でも多くの市民の命を守る」ことを基本方針として定める。

建築物の耐震化

地震被害の低減

「住宅」や「多数の者が利用する建築物」の耐震性を確保

【重点的に取り組むもの】：「木造住宅」

発災後の対応の円滑化

「防災上重要な施設」の耐震化により、地震発生後の利用を確保

「避難路沿道建築物」の耐震化により、地震発生後の多数の者の円滑な避難を確保

【重点的に取り組むもの】：「耐震診断義務付け対象建築物
(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物)」



命を守る対策

耐震化に取り組むことが難しい世帯は、
住み替えや耐震シェルター・防災ベッド等の「命を守る対策」を実施



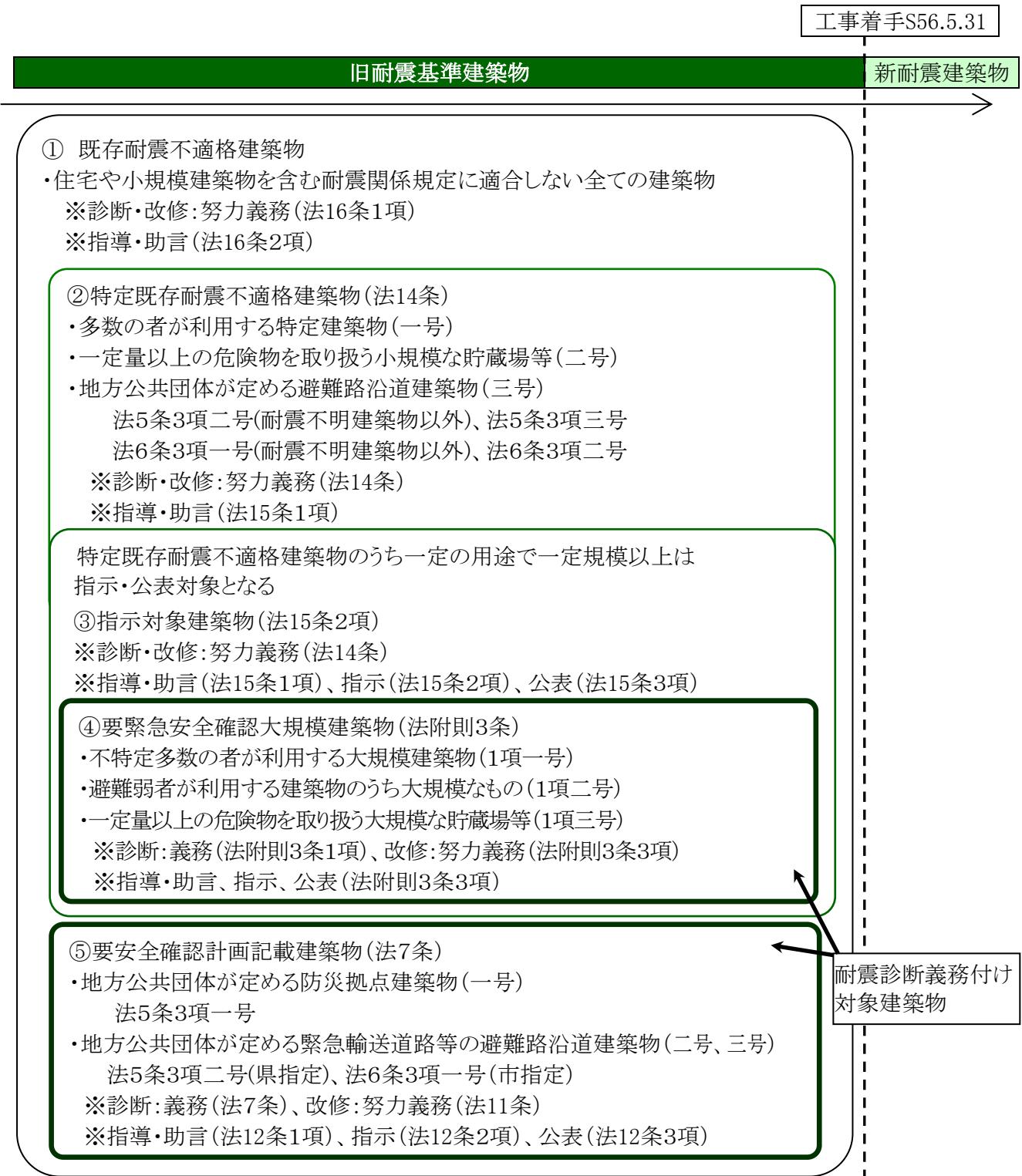
一人でも多くの市民の命を守る

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

1 耐震化を図る対象建築物

本計画で対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された図3-1に示す旧耐震基準建築物とする。

図3-1 耐震改修促進法における建築物の概念図



2 耐震化の現状と課題

(1) 住宅

「平成 30 年住宅・土地統計調査（総務省調査）」によると、本市の住宅の耐震化の状況は、表 3-2、表 3-3 のとおり、居住世帯のある住宅 19,050 戸のうち、耐震性がある住宅は 17,440 戸で、耐震化率は 91.5%となり、5 年前の調査（平成 25 年）の耐震化率 83.8%から 7.7%向上した。

住宅の耐震化は、住宅の倒壊を防ぎ早期避難を可能となることにより、市民の命を守り、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果がある。また、地震後の避難生活は在宅避難が基本であり、新型コロナウィルス感染症を踏まえた避難所での 3 密対策も必要なことから、避難所への集中を抑制するためにも、引き続き耐震化を促進する必要がある。

なお、平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、平成 26 年から平成 30 年の 5 年間に耐震改修を実施した住宅（持ち家）の戸数は、表 3-4 のとおりであり、昭和 56 年 5 月以前に建築された住宅の耐震改修は 5 年間で 220 戸実施されている。さらに、裾野市では県とともにプロジェクト「TOUKA I - 0」総合支援事業による住宅・建築物の耐震化を促進しており、住宅の耐震化の実績は、表 3-5 のとおりである。

表 3-2 住宅戸数と耐震化率の推移(平成 30 年住宅・土地統計調査より推計※)

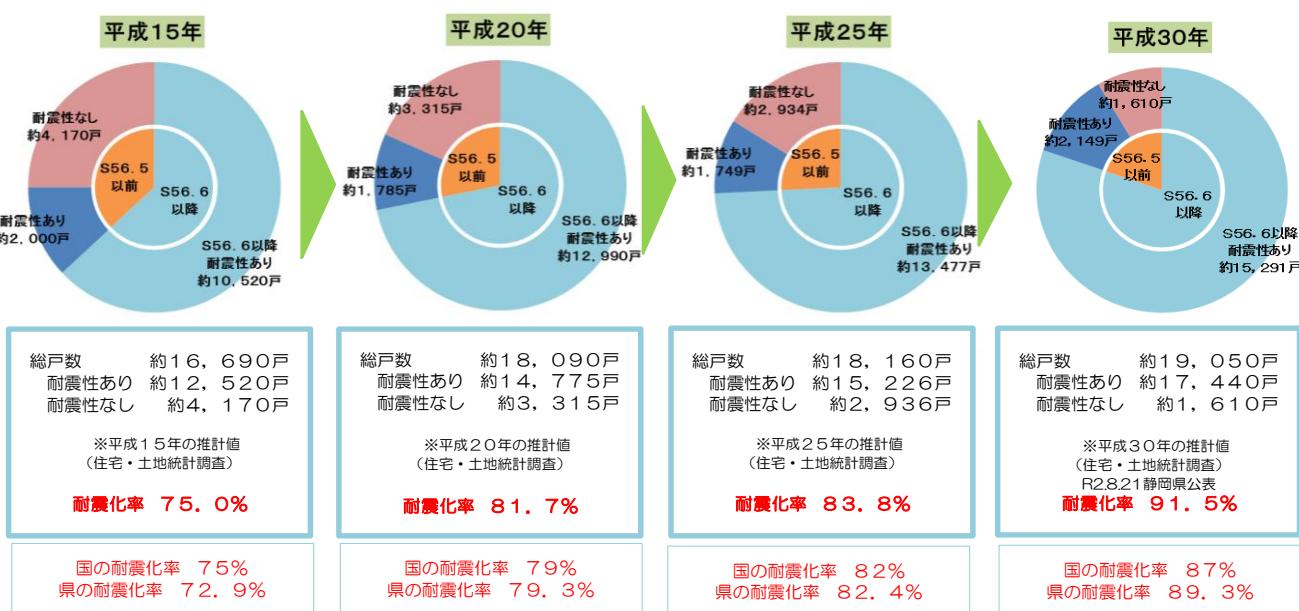


表 3-3 住宅の耐震化の状況(平成 30 年住宅・土地統計調査より推計※)(単位:戸)

区分	昭和 56 年以降の住宅 ①	昭和 55 年以前の住宅② うち 耐震性有③	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有 住宅数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (平成 30 年度 末) ⑤/ ④	第 2 期計画 耐震化率 の目標 (令和 2 年度末)
木造	8,980	2,850 1,479	11,830	10,459	88.4%	—
非木造	6,311	909 670	7,220	6,981	96.7%	—
合計	15,291	3,759 2,149	19,050	17,440	91.5%	95%

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

表 3-4 住宅(持ち家)の耐震改修状況(平成 30 年住宅・土地統計調査)(単位:戸)

	S56 年 5 月以前	耐震改修を実施した戸数				計
		～H20	H21～25	H26～H30		
木造住宅	2,850	570	450	220	1,240	
非木造住宅	909	40	50	0	90	
合計	3,759	610	500	220	1,330	

表 3-5 プロジェクト「TOUKAI-O」事業の実績(単位:件)

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
わが家の専門家診断事業 (木造住宅耐震診断)	1,234	70	46	28	34	25	1,437
木造住宅耐震補強計画策定事業	252	16	30	16	—	—	314
木造住宅耐震補強助成事業	211	10	33	13	5	13	284

令和元年度から「耐震補強計画策定」と「耐震補強工事」の「一体型事業」を創設し、耐震補強計画策定事業を廃止している。

<参考> 住宅の耐震化率

5年ごとに総務省が行う住宅・土地統計調査結果の戸数を基に、国の算定方法に準じて推計(空き家を含まない)

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{「昭和 56 年以降の住宅」の戸数} + \text{「昭和 55 年以前の住宅で耐震性のある住宅」の戸数}}{\text{全ての住宅の戸数}}$$

(2) 多数の者が利用する特定建築物

「令和元年度末の特定建築物の耐震化に係る実態調査(県・建築安全推進課調査)」の結果によると、表 3-6、表 3-7 のとおり法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する特定建築物(以下「特定建築物」という。)の耐震化率(令和元年度末)は、市内全体として 95.5%である。

特定建築物の耐震化の状況は資料編(P4～6)のとおりであり、昭和 56 年 5 月以前に建築された多数の者が利用する特定建築物 89 棟のうち、耐震診断実施済みのものは 85 棟で耐震診断率は 95.5%である。耐震診断の結果、耐震性無し 35 棟のうち、耐震改修実施済みのものは 29 棟、未改修のものは 6 棟である。また、プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業における建築物の耐震化の実績は、表 3-8 のとおりである。

なお、想定される巨大地震による被害を軽減させるためには、減災効果の大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要がある。

表 3-6 特定建築物の耐震化の現状(単位:棟)(令和 2 年 3 月末現在)

区分	昭和 56 年 6 月以降の建築物 ①	昭和 56 年 5 月以前の建築物② うち 耐震性有 ③	建築物数	耐震性有建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (令和元年度末) ⑤/④	【参考】 第2期計画 耐震化率 の目標 (令和2年度末)
			④ (①+②)			
多数の者が利用する 特定建築物 (法第 14 条第 1 号)	131	89 79	220	210	95.5%	95%

表 3-7 用途別の特定建築物の耐震化の現状(単位:棟、上段:公共、下段:民間)(令和2年3月末現在)

用 途		昭和 56 年 6月以降の 建築物 ①	昭和 56 年 5月以前の 建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和元年度末) (④/③)	【参考】 第2期計画 耐震化率 の目標 (令和2年度末)
災害時 の拠点 となる建 築物	市役所、警察署、 消防署、幼稚園、 小・中学校、高 校、病院、診療 所、老人ホーム、 老人福祉センタ ー、体育館等	31	27	58	55	94.8%	100%
		21	25	46	44	95.7%	100%
		10	2	12	11	91.7%	100%
不特定 多数の 者が利 用する 建築物	百貨店、飲食店、 ホテル・旅館、映 画館、遊技場、美 術館、博物館、銀 行等	14	7	21	18	85.7%	86%
		1	0	1	1	100%	100%
		13	7	20	17	85.0%	85%
特定多 数の者 が利用 する建 築物	賃貸住宅(共同 住宅に限る)、寄 宿舎、下宿、事務 所、工場等	86	55	141	137	97.2%	95%
		1	9	10	10	100%	100%
		85	46	131	127	96.9%	94%
計	公共	131	89	220	210	95.5%	95%
		23	34	57	55	96.5%	100%
		108	55	163	155	95.1%	93%

表 3-8 プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業の実績(単位:件)

事業名	～H27	H28	H29	H30	R1	合計
建築物等耐震診断事業 (建築物の耐震診断)	23	1	0	0	0	24

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

ア 要緊急安全確認大規模建築物

平成 25 年の法改正により、耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物（以下、「大規模建築物」という。）については、全棟の耐震診断が完了しており、平成 29 年 1 月に耐震診断結果を静岡県が公表している。

当初の公表時点から耐震化率は 85.7% であるが、耐震性の無い建築物(1 棟)は、取壊し予定である。

表 3-9 大規模建築物の耐震化の現状(単位:棟)(令和2年3月末現在)

区 分	当初公表時 (平成 29 年1月)		現状 (令和元年度末)	
	対象棟数	耐震化率	対象棟数	耐震化率
			うち 耐震性有	うち 耐震性有
要緊急安全確認 大規模建築物 (法附則第3条第1号)	7	85.7%	7	85.7%
	6		6	

表 3-10 用途別の大規模建築物の耐震化の現状(単位:棟、上段:公共、下段:民間)(令和2年3月末現在)

用 途	当初公表時 (平成 29 年1月)			現状 (令和元年度末)		
	対象棟数	耐震性有	耐震化率	対象棟数	耐震性有	耐震化率
不特定多 数の者が 利用する 建築物	市役所、警察署、消防署、百 貨店、飲食店、ホテル・旅館、 映画館、遊技場、美術館、博物 館、銀行、高校、老人福祉 センター、病院、診療所、体 育館等	1	1	100%	1	100%
		1	1	100%	1	100%
	0	0	—	0	0	—
避難弱者 が利用す る建築物	幼稚園、保育所、小・ 中学校、老人ホーム 等	3	3	100%	3	100%
		3	3	100%	3	100%
		0	0	—	0	—
危険物の 貯蔵場・ 処理場	危険物の貯蔵場、処 理場	3	2	66.7%	3	66.7%
		0	0	—	0	—
		3	2	66.7%	3	66.7%
計		7	6	85.7%	7	85.7%
	公共	4	4	100%	4	100%
	民間	3	2	66.7%	3	66.7%

イ 要安全確認計画記載建築物

(ア) 地方公共団体が指定する防災拠点建築物

本市の災害対策本部の運営において重要となる公共建築物は既に耐震診断が実施され耐震化も進んでおり、毎年度に、環境市民部危機管理課が「市有建物耐震性リスト」により公表を行っているため、本市では法に基づく指定を行っていない。

(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

【建築物】

地震時に通行を確保すべき道路として緊急輸送ルート等を指定した平成 31 年4月1日以降、増改築や地盤面の高さを確認しながら、耐震診断義務付け対象建築物の精査を進めている。耐震診断の結果の報告期限である令和3年度末までに所有者が報告できるよう、診断費用の補助や耐震診断の代理実施を行っている。

【組積造の塀】

令和元年度の調査では、耐震診断の実施及び結果の報告の義務付け対象となる組積造の塀の存在は確認されていない。

3 耐震化の目標

(1) 目標設定の対象とする建築物

本計画では、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号、最終改正 平成30年12月21日)を踏まえ、表3-11に示す住宅・建築物について目標設定する。

表 3-11 本計画の対象建築物

対象建築物	目標設定	支援策
住宅	○	○
特定建築物	—	○
耐震診断義務付け対象建築物		
要緊急安全確認大規模建築物	—	—
要安全確認計画記載建築物		
防災拠点建築物	—	○
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	—	○

表 3-12 目標設定の対象建築物

対象建築物	目標設定	目標設定の考え方
住宅	○	国の基本方針を踏まえ、個別目標として数値目標を設定する。
特定建築物	—	第2期計画の目標(令和2年度末95%)を0.5%上回ったことに加えて、国の基本方針においてもそれ以上の目標を設定していないことから、個別目標としては数値目標を設定しない。
耐震診断義務付け対象建築物		
要緊急安全確認大規模建築物	—	耐震化の達成が見込まれていることから、目標及び支援策は設定しない。
要安全確認計画記載建築物		
防災拠点建築物	—	災害対策本部など重要な公共建築物は既に耐震診断が実施され耐震化も進んでおり、法に基づく指定を行っていないため、目標を設定しない。
緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	—	診断結果の報告期限(令和3年度末)以降に、耐震化の状況を踏まえ目標を設定する。

(2) 基本目標

一人でも多くの市民の生命を守るため、国の基本方針を踏まえ、耐震性が不十分な住宅のおおむね解消を目指す。

(3) 個別目標

ア 住宅

国の基本方針を踏まえ、具体的な数値目標として、令和7年度末の耐震化率95%及び木造住宅耐震補強助成の助成戸数50戸を設定する。

表 3-13 住宅の耐震化の目標

耐震化の現状(平成30年(推計))			耐震化の目標(令和7年度末)	
総数	耐震性有	耐震化率	耐震化率	目標戸数
19,050戸	17,440戸	91.5%	95%	木造住宅耐震補強助成 50戸

<参考> 国の基本方針における目標

区 分	2020年(R2)	2025年(R7)
住宅	耐震化率95%	—
耐震性が不十分な住宅	—	おおむね解消
特定建築物	耐震化率95%	—
耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物	—	おおむね解消

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 基本的な取組方針

建築物の所有者等が地域の防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。市はこうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

ア 住宅

避難生活の基本である在宅避難を促進するためにも、耐震改修の必要性を周知するとともに、「地震による倒壊から命を守る」ための最低限の耐震性能を確保するという目的に加え、「地震後に住み慣れた自宅での生活を継続する」ということを目的とした、従来より高い耐震性能を確保する耐震改修も促進する。

なお、費用その他の理由により耐震化に取り組むことが難しい世帯に対しては、一人でも多くの市民の命を守るということに主眼を置き、耐震性のある住宅への住み替え、耐震シェルター・防災ベッド等の「命を守る対策」を提案していく。

イ 特定建築物（大規模建築物を含む）

多数の者が利用する建築物のうち、耐震化率が低い民間が所有する不特定多数の者が利用する建築物については、支援制度を周知し早期の耐震化へ誘導する。

ウ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

対象となる建築物の耐震診断は完了していることから、耐震性が不足する建築物について、耐震性が不足する場合は、通常の建築物より手厚い支援制度により早期の耐震化へ誘導する。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について周知啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図っていく。

(1) プロジェクト「TOKAI-O」総合支援事業等

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、表4-1のとおり、耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備に努めている。住宅については、新型コロナウィルス感染症を踏まえた避難所での3密対策や次なる感染症へ備えるため、地震後に住み慣れた自宅で避難生活を送れるよう、従来より高い耐震性を確保する耐震改修に対して支援を行う。

また、耐震診断が義務付けられた建築物（大規模建築物及び緊急輸送道路等の避難路沿道建築物）については、早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められていることから、重点的に支援を行う。

表 4-1 補助制度の概要(令和3年4月時点)

区分	【事業名】概要	対象建築物	補助金の目安(円) ※1	補助率			
				国	県	市	
木造住宅 新型コロナ対応県補助分拡充 R.2.12~	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】市が行う専門家による無料の耐震診断	昭和 56 年 5 月以前の木造住宅	—	1/2	3/8	1/8
	補強工事(計画一体型)	【木造住宅補強計画策定事業】(補強計画一体型) 補強計画の策定と工事を一体で行う工事に対する助成(工事費の 8 割上限)	昭和 56 年 5 月以前耐震評点 1.0 未満を 1.0 以上に(0.3 ポイント以上向上)	1,000,000	50 万円	30 万円	20 万円
		高齢者のみ世帯等は割増助成		1,200,000	50 万円	40 万円	30 万円
	補強工事(計画一体型)	【木造住宅耐震補強助成事業】(補強計画一体型) 補強計画の策定と工事を一体で行う工事に対する助成(工事費の 8 割上限)	昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 0.7 未満を 1.2 以上に	※2 1,150,000	50 万円	45 万円	20 万円
		高齢者のみ世帯等は割増助成		※2 1,350,000	50 万円	55 万円	30 万円
非木住宅	耐震診断	【建築物耐震診断事業】建築物の所有者が行う耐震診断に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	経費等の 2/3	1/3	1/6*	1/6
	補強計画	【非木造住宅補強計画策定事業】非木造住宅の所有者が行う補強計画の策定に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	経費等の 2/3	1/3	1/6	1/6
	補強工事	【非木住宅耐震化助成事業】非木造住宅の所有者が行う耐震補強工事に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	経費等の 23%	1/2	1/4	1/4
建築物等	耐震診断	【建築物耐震診断事業】建築物の所有者が行う耐震診断に対する助成	昭和 56 年 5 月以前	経費等の 2/3	1/3	1/6*	1/6
	補強計画	【建築物補強計画策定事業】建築物の所有者が行う補強計画の策定に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 一定の規模・用途に限る	経費等の 2/3	1/3	1/6	1/6
	補強工事	【建築物耐震化助成事業】建築物の所有者が行う耐震補強工事に対する助成	昭和 56 年 5 月以前 一定の規模・用途に限る	経費等の 23%	1/2	1/4	1/4
ブロック塀等	撤去	【ブロック塀等撤去事業】ブロック塀等を撤去しようとする所有者等に対する助成	道路沿いに面する危険なブロック塀	経費等の 1/2 かつ 100,000	/	1/2	1/2
			緊急輸送路等に面する危険なブロック塀	経費等の 2/3 かつ 266,000	1/3	1/6	1/6

	改善	【ブロック塀等改善事業】 ブロック塀等を改善ようとす る所有者等に対する助成	緊急輸送路等に面 する危険なブロッ ク塀	経費等の 1/3 かつ 166,000	1/6	1/12	1/12
住 宅	移転	【がけ地近接等危険住宅移転事 業】 危険住宅の所有者に対し移転に 要する費用を助成	土砂災害特別警戒 区域（レッドゾー ン）内の既存不適 格住宅	※3	1/2	1/4	1/4

※1 この欄の金額は上限額であり、具体には経費等（かかった経費と基準額）を比較し決定する。

※2 ・新型コロナウィルス感染に関して重症化リスクの高い者が世帯にいる住宅

(例)・高齢者、糖尿病、心不全などの基礎疾患がある、抗がん剤を用いるなど)

- ・家具の固定(寝室、居間、ダイニングキッチン)を実施する(した)住宅
- ・耐震補強の有効性を宣伝する住宅

※3 ・除却費 975,000 円(上限)

- ・建設助成費(借入金の利子に対する補助)
- ・住宅の建設・購入(改修) 4,650,000 円(上限)
- ・土地購入 2,060,000 円(上限)
- ・敷地造成 608,000 円(上限)

(2) 耐震改修促進税制等

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じている。

ア 住宅

住宅の耐震化を促進するための耐震改修促進税制は表 4-2 のとおりである。

表 4-2 住宅の耐震改修促進税制(令和3年4月時点)

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の 10% 最大 25 万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1 戸当たり 120 m ² 相当分まで)
特例 期間	令和3年 12 月 31 日までに耐震補強が完了	令和4年 3 月 31 日までに耐震補強が完了

イ 大規模建築物

耐震診断結果が報告されたものについて、平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置（2 年間 1/2）が適用される。（令和 3 年 4 月時点）

(3) 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成 18 年度に協定を締結し、各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けている。

昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる。

市は、建築物の所有者等に制度の周知を図り、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境へ誘導していく。

3 地震時の総合的な安全対策

過去の地震における被害等から、必要最低限の安全空間の確保等や家具等の固定、ブロック塀の安全対策、非構造部材や建築設備の耐震対策が求められている。

このため、市は県と連携し、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導していく。

(1) 住宅における安全な空間の確保

ア 命を守る対策

地震による被害をできる限り軽減するためには、住宅全体の耐震化が重要であるが、人命を守ることを最優先に考えると、最低限、滞在時間の長い居間や寝室などの居住スペースにおいて地震の揺れに対して安全な空間を確保することも有効な手段である。

のことから、住宅の耐震化に取り組むことが難しい世帯に対しては、耐震シェルターや防災ベッド等の命を守る対策を提案していく。

イ 家具等の転倒防止対策

建物が倒壊しなくとも、家具等が固定されていないと、地震による転倒により怪我をしたり、避難の妨げにもなることから、戸別訪問等により耐震化とあわせて家具等の転倒防止や配置の工夫等を周知するほか、市公式ウェブサイト等により幅広く情報提供していく。

(2) ブロック塀等の安全対策

地震によってブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけではなく、避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、ブロック塀等の所有者に安全点検の実施を促すとともに、倒壊の危険性のある不適格なブロック塀等については、補助制度を活用して撤去、改善するよう働きかけていく。

(3) 建築物以外の安全対策

東日本大震災における被害を踏まえ、ブロック塀等の安全対策や、ガラス・特定天井の落下防止対策及び家具の転倒防止対策等の必要性が改めて指摘されている。このため、市は県と連携し、被害の発生のおそれがある建築物を把握するとともに、建築物の所有者等に必要な対策を講じるよう指導していく。

なお、度重なるエレベーター事故の発生や東日本大震災における被害等を踏まえ、平成21年9月に建築基準法が改正され、地震時のエレベーターの閉じ込め防止対策として、戸開走行保護装置及び地震時管制運転装置の設置が義務付けられた。さらに、東日本大震災における釣合おもりの脱落やレールの変形等の被害を踏まえ、平成25年9月に釣合おもりの脱落防止装置やかご主要な支持部分の耐震計算などの技術基準が改正されている。

4 優先的に耐震化に着手すべき建築物等の設定

(1) 補野市として優先的に耐震化に着手すべき建築物

- ・木造住宅
- ・地震が発生した場合において、医療活動の中心となる病院及び診療所、その他、防災上特に重要な既存建築物
- ・耐震改修促進法に定める特定建築物

(2) 重点的に耐震化すべき区域等の設定

- ・静岡県地震対策推進条例第15条第5項で定める緊急輸送路や避難路等の沿道
(補野市地域防災計画により指定されている道路等)

(3) 重点的にブロック塀等の安全確保対策を実施すべき区域等の設定

- ・静岡県地震対策推進条例第15条第5項で定める緊急輸送路や避難路等の沿道
(補野市地域防災計画により指定されている道路等)

5 地震時における道路の通行の確保

地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路・避難路は、地震後の避難・救急・消火・緊急物資の輸送機能等を担う重要な道路であり、その沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止し、道路機能を確保していくことは非常に重要である。

(1) 耐震診断義務付け対象道路

防災上特に重要な道路について、沿道建築物が地震によって倒壊することを防止し、自衛隊や消防、警察などの広域応援部隊の緊急車両の通行を確保するとともに、原子力災害による相当多数の市民の円滑な避難が困難になることを防止するため、法第5条第3項第2号の規定に基づき、沿道建築物の所有者に耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路を、県が平成31年4月1日に表4-3のとおり定めた。

なお、第2号に規定する組積造の塀については、対象となる塀がないため、報告期限を定めない。

市では、表4-4の対象棟数5棟の所有者に対し耐震改修計画及び耐震改修工事の実施を県と連携しながら依頼していく。

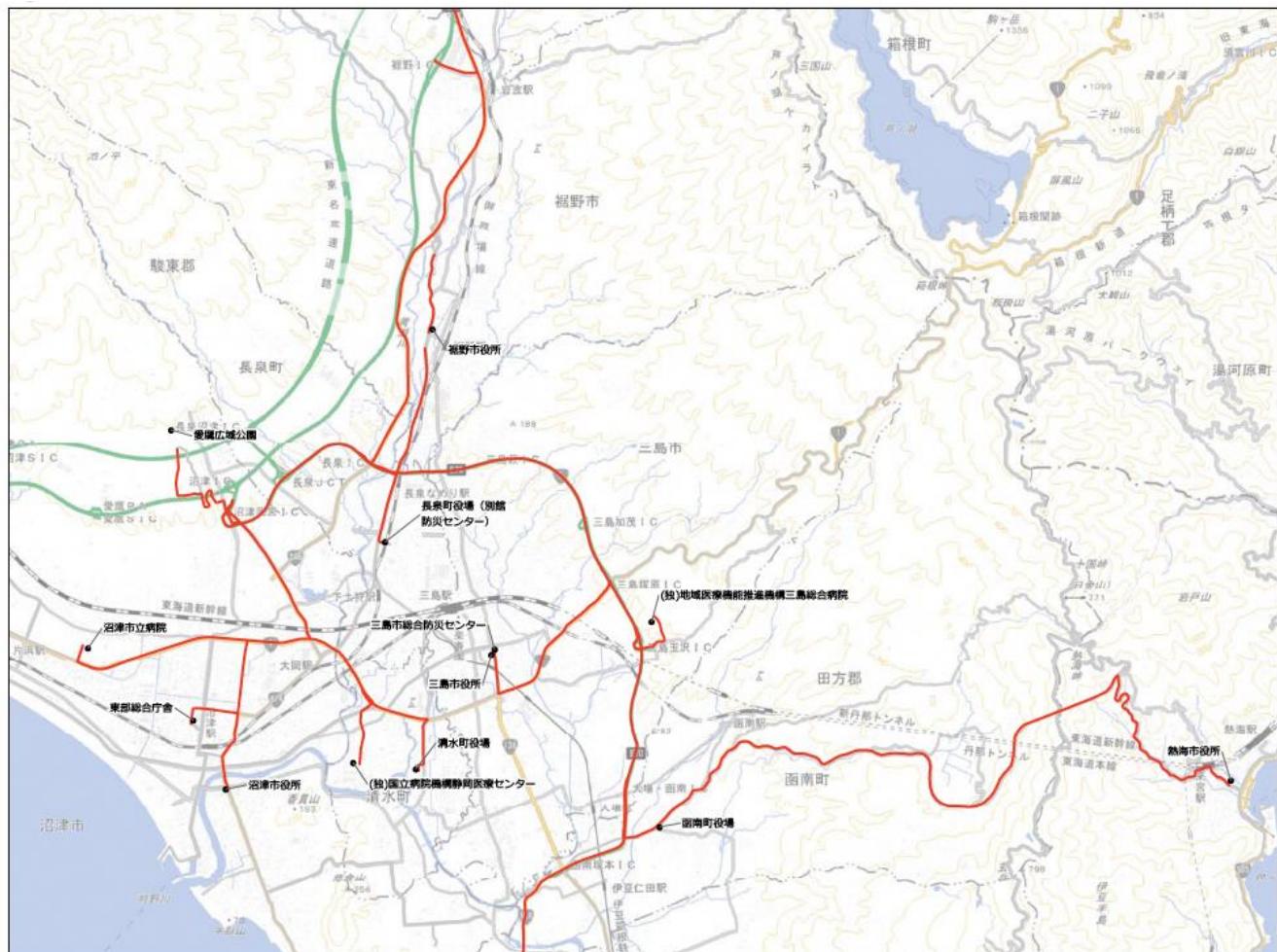
表4-3 耐震診断義務付け対象道路

計画	法第5条第3項第2号の規定による耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路
県の広域受援計画	緊急輸送ルート(東名・新東名のそれぞれのICから県・市町災害対策本部(40拠点)、災害拠点病院(22拠点)、航空搬送拠点(3拠点)を結ぶルート(計65拠点))【図4-5参照】

表 4-4 耐震診断義務付け対象道路(路線名及び区間と対象棟数)

路線名	区間	対象棟数
県道沼津小山線※	駿東郡長泉町境 ～ 佐野交差点	2 棟
主要地方道富士裾野線	佐野交差点 ～ 千福交差点	3 棟
国道 246 号	千福交差点 ～ 裾野IC入口交差点	0 棟
主要地方道裾野インター線	裾野IC入口交差点 ～ 裾野IC	0 棟
計	—	5 棟

図 4-5 耐震診断義務化対象道路ルート図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平30情復 第1217号)
この地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

—— 緊急輸送ルート

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

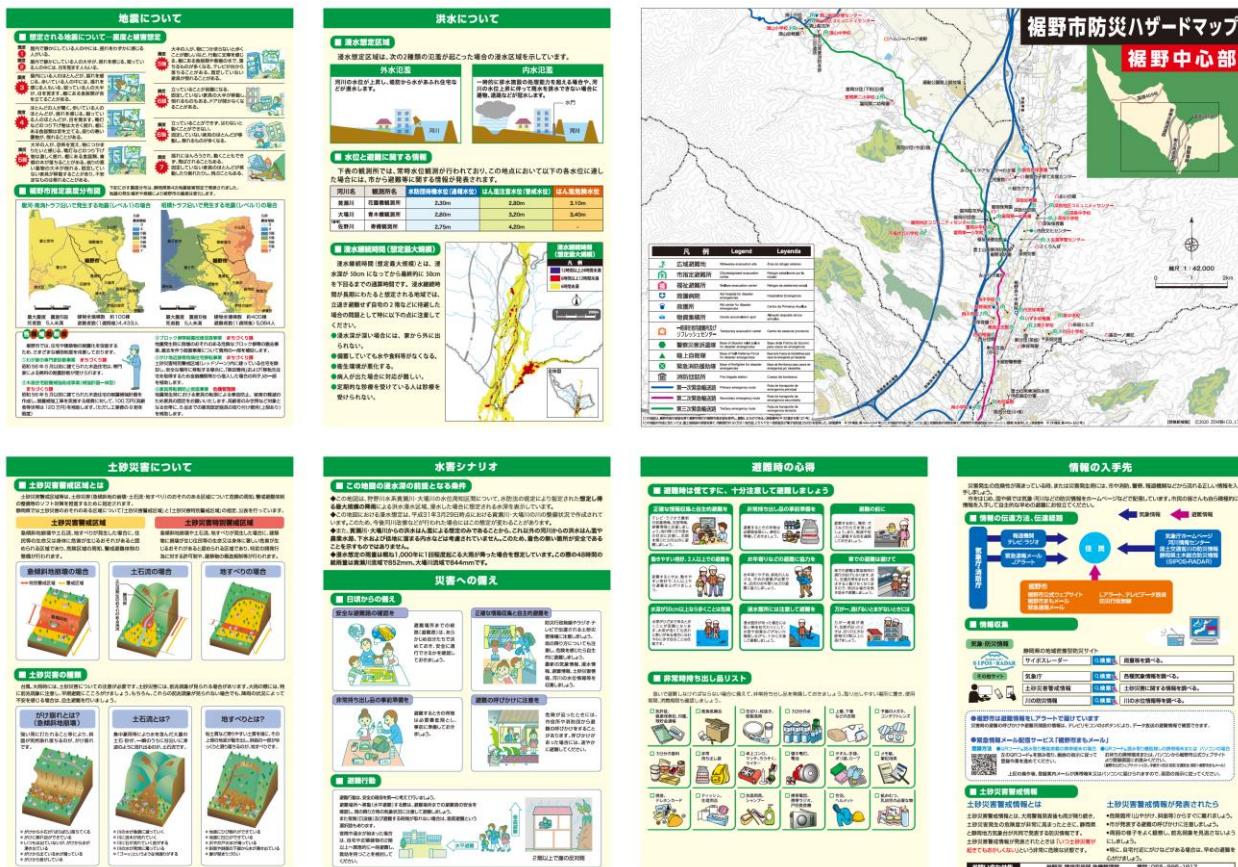
建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠であり、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、建築物の地震に対する安全性の向上に関する情報を市民にわかりやすく伝えるとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいく。

1 ハザードマップの周知と活用

県では、「静岡県第4次地震被害想定」に関する情報や、「ハザードマップ（震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等）」を、総合防災アプリ「静岡県防災」や県の公式ウェブサイトで公開している。

市では、公式ウェブサイト「地図情報総合サービス」を通じ、広域避難地など防災拠点の周知を行っている。

また、令和元年度に「裾野市防災ハザードマップ」を作成し全戸に配布した。今後も、これらのマップを活用し、市民への周知に努めていく。



2 相談体制の整備・情報の充実

市では、まちづくり課を建築相談窓口として、わが家の専門家診断をはじめ各種補助事業の申請のほか、住民からの建築相談に対応している。なお、家具の固定等については危機管理課と連携して対応している。今後も関係課と協力して相談体制の充実を図っていく。

3 パンフレット等の作成とその活用

市では、「広報すその」や「広報無線」等により、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度等の紹介を行うとともに、木造住宅の耐震化の流れを説明したパンフレット「『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を！」、耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」など各種のチラシ、パンフレットを活用し説明を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での3密対策が必要なことから、今後は、自宅避難の重要性を周知するチラシを作成し、啓発を行っていく。



4 リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修の実施に当たっては、リフォーム工事に併せて行うことが費用及び手間を軽減できるという面で有効であるため、リフォームを検討する所有者やリフォーム事業者、不動産仲介業者などに耐震改修の必要性と補助制度を周知し、住宅のリフォームとあわせた耐震改修の実施を促進する。

5 地域住民等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には、86の自主防災組織があり、市と連携して活動を継続的に行ってている。

市は、地域防災力を高めるため、町内会、自主防災組織等と連携して、地域から所有者への耐震化の働きかけを進めていく。

6 ダイレクトメールや戸別訪問の実施

市は県と連携して、耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、耐震診断未実施の住宅に対して、診断の申し込みが可能な往復はがきによるダイレクトメールを送付している。

また、耐震化未実施の世帯の多くが高齢者世帯であることから、耐震化に消極的な高齢者世帯に対しては、耐震化の必要性を訴えるため、市は県とともに戸別訪問を実施している。

このようなダイレクトメールによるアンケートや訪問実績を踏まえ、個々の実情を台帳に整理し、その実情に合わせた対策を建物所有者等に提案するなど、今後も県と協力して積極的に耐震化の周知啓発を図っていく。

7 静岡県との連携

「静岡県建築行政連絡会議」内に設置した「耐震改修部会」を活用して、「耐震改修促進法」に基づく耐震改修計画の認定事務の円滑化及び平準化に務めるとともに、既存建築物の地震対策について意見交換及び情報交換に努め、静岡県（特定行政庁）と連携を図りながら、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

8 建築関係団体との連携

(公社) 静岡県建築士会、(一社) 静岡県建築士事務所協会をはじめ、県内の建築関係 11 団体で構成されている静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会（旧：静岡県木造住宅耐震化推進協議会）が平成 15 年に設立され、住宅・建築物の耐震化を推進している。

今後も、特定建築物等の大規模な建築物の耐震改修を推進してきている建築関係団体と更なる連携を図り、市民への相談業務に加え、建築物所有者に対する啓発を行っていく。

【協議会における事業】

- ・住宅・建築物の地震対策に関する普及、啓発活動
- ・住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- ・住宅・建築物の耐震に関する研修会、講習会等の開催
- ・耐震関連業務の受託
- ・ブロック塀や家具の転倒防止対策
- ・会員の交流及び業務活性化
- ・震後の被災建築物の復旧・復興活動

第6章 その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

1 公共建築物の耐震化の取組

(1) 市が所有する公共建築物の耐震化の目標設定

公共建築物については、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしている。そこで、円滑な災害応急対策を実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、病院、避難所となる学校施設などの公共建築物の耐震化が重要である。

本市では、庁舎、学校等の公共建築物について耐震診断を行い、危機管理課がその結果をとりまとめて公表している。

令和2年8月1日現在、市有建築物の耐震化率は表6-1のとおりであり、県が想定している南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震(レベル2)に対して耐震性がやや劣るランクII、耐震性が劣るランクIIIの建築物及び未診断建築物について耐震化(実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等)を進めしていく。

表6-1 市が所有する公共建築物の耐震性能(令和2年8月1日現在)

建築物の用途 ^{*1}	最大クラスの地震に対する 耐震性能を表わすランク ^{*1}			未診断 (解体、 用途廃 止等)	計		
	I		II				
	Ia	Ib					
(1) 災害時の拠点となる建築物	59棟	91棟	21棟	1棟	2棟	174棟	
(2) 多数の者が利用する建築物	3棟	3棟	0棟	1棟	0棟	7棟	
(3) 市営住宅	0棟	15棟	0棟	0棟	0棟	15棟	
(4) その他の主要な建築物	3棟	3棟	0棟	2棟	0棟	8棟	
棟数	65棟	112棟	21棟	4棟	2棟	204棟	
	177棟		27棟				
構成割合	31.86%	54.90%	10.29%	1.96%	0.98%	100%	
最大クラスの地震に対する 耐震化率 ^{*2}	86.76%						
(参考)建築基準法上の耐震化率 ^{*3}	97.06%						

*1 耐震性能を表すランク(I～III)の内容については資料編を参照。

(令和2年8月1日公表資料では、「東海地震に対する耐震性能」と表記)

*2 最大クラスの地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランクI

*3 建築基準法で耐震性を有するとされる建築物はランクIとランクII

市有建物耐震性能リスト
104施設・204棟
裾野市
令和2年8月1日

表6-2 耐震性が劣るランクIIIの建築物

	対象建築物	今後の対応
1	裾野市斎場	建替え工事中
2	裾野市福祉センタ 一佐野	令和2年度解体 済み
3	富岡地区児童屋内 体育施設	未使用
4	富士山資料館(郷 土資料館)	未定

2 その他（今後取り組むべき事項）

(1) 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりと連携した建替えの促進

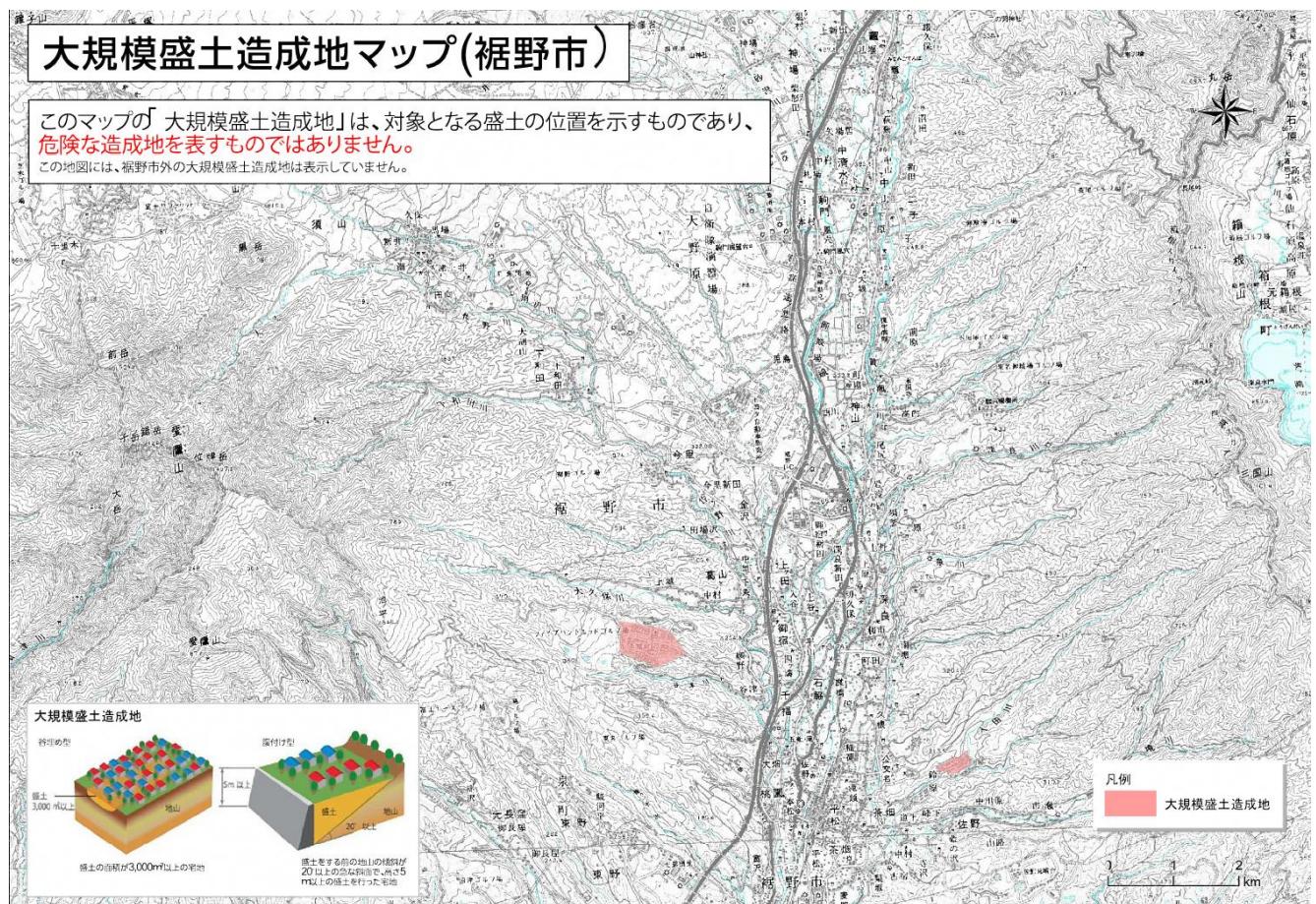
近年の頻発・激甚化する自然災害に的確に対応するため、令和2年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が制定され、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることとなった。

がけ地近接等危険住宅移転事業が活用できる災害ハザードエリアにおける耐震性のない住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業の積極的な活用を働きかけ、移転を促進する。

(2) 大規模盛土造成地の安全対策

大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、市内の大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策調査推進ガイドライン」及び同解説や国の通知を基に、現地踏査、大規模盛土造成地カルテを作成するなど、危険な宅地があるかどうか大規模盛土造成地変動予測調査を実施する。

図 6-3 補野市大規模盛土造成マップ⁶⁾



資料編

- 1 住宅の耐震化の推移、目標戸数の考え方
- 2 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状
- 3 堀野市が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画に係る資料
- 4 耐震診断義務付けの対象となる沿道建築物の要件
- 5 木造住宅の耐震化実績
- 6 関係法令及び条例
 - (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）最終改正 平成26年6月4日（抜粋）、法附則（抄）
 - (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）、令附則（抄）
 - (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年省令第28号）（抜粋）、規則附則（抄）
 - (4) 建築物の耐震診断及び改修促進を図るため基本的な方針（平成18年国交省告示第184号）
 - (5) 静岡県地震対策推進条例（平成8年条例第1号）（抜粋）
 - (6) 静岡県地震対策推進条例施行規則（平成8年規則第7号）（抜粋）
 - (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）
 - (8) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

1 住宅の耐震化の推移、目標戸数の考え方

(1) 住宅の戸数と耐震化率の推移(住宅・土地統計調査より推計)

(単位:戸)

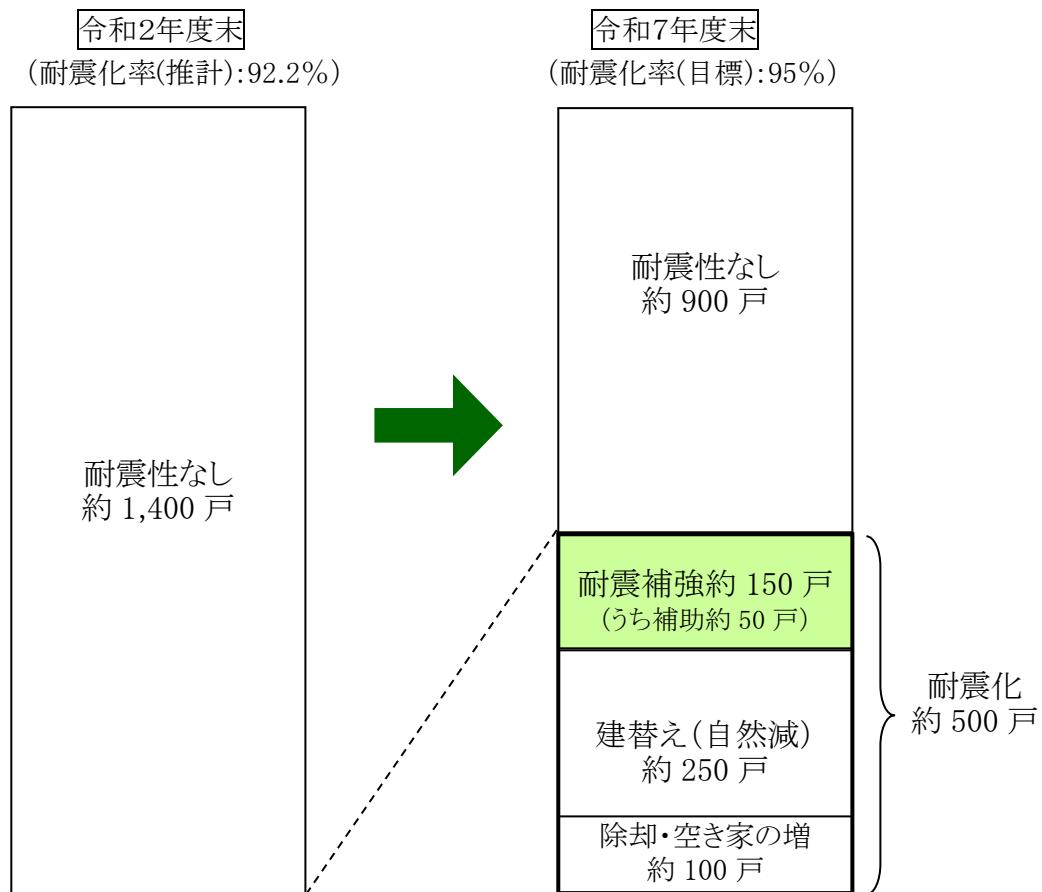
		平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
昭和 55 年以前の住宅	木造住宅	4,400	3,750	3,473	2,850
	うち耐震性あり	528	750	806	1,479
	うち耐震性なし	3,872	3,000	2,667	1,371
	非木造住宅	1,770	1,350	1,210	909
	うち耐震性あり	1,472	1,035	943	670
	うち耐震性なし	298	315	267	239
	小計	6,170	5,100	4,683	3,759
	うち耐震性あり	2,000	1,785	1,749	2,149
	うち耐震性なし	4,170	3,315	2,934	1,610
昭和 56 年以降の住宅		10,520	12,990	13,477	15,291
木造住宅		6,270	7,330	7,097	8,980
非木造住宅		4,250	5,660	6,380	6,311
耐震性あり		12,520	14,775	15,226	17,440
木造住宅		6,798	8,080	7,903	10,459
非木造住宅		5,722	6,695	7,323	6,981
住宅数(居住世帯あり)		16,690	18,090	18,160	19,050
木造住宅		10,670	11,080	10,570	11,830
非木造住宅		6,020	7,010	7,590	7,220
耐震化率		75.0%	81.7%	83.8%	91.5%
木造住宅		63.7%	72.9%	74.8%	88.4%
非木造住宅		95.1%	95.5%	96.5%	96.7%
(参考)空き家数		3,360	2,900	4,480	4,160
賃貸用の住宅		910	1,070	1,700	1,650
売却用の住宅		100	30	80	50
別荘・二次的住宅		1,620	1,150	1,380	1,400
その他の住宅		740	650	1,320	1,070
(参考)住宅総数※		20,440	21,110	22,790	23,360

※一時現在者のみの住宅や調査時点で建築中の住宅を含む

<参考>

空き家は耐震化率の算定の対象ではないが、所有者により適切に維持管理されず放置され老朽化すると、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすほか、地震により耐震性のない空き家が倒壊すると、直接的な人的被害はないものの、道路を塞いで避難の妨げになる可能性もあることから、将来的に空き家とならないよう、助成制度を活用して建替えや除却することが重要である。

(2) 目標戸数の考え方



<参考・算出根拠>

(1) 耐震補強

- 今後 5 年間の補強補助件数見込み 50 戸
- 過去 5 年間の耐震補強戸数に対する補助件数割合 補助実績 74 戸／224 戸 = 0.33
- 耐震補強戸数 $50 \text{ 戸} / 0.33 = \text{約 } 150 \text{ 戸}$ (※補強実績 224 戸は、住宅土地統計値)

(2) 建替え

- H30 住宅土地統計調査により、住宅着工数（持家）のうち建替え戸数
2011～2018 年 430 戸 1 年あたり 約 50 戸 $50 \text{ 戸} \times 5 \text{ 年} = \text{約 } 250 \text{ 戸}$

(3) 除却・空き家の増

- (1)、(2) の件数の残数

2. 新耐震基準の木造住宅への対策

平成 28 年の熊本地震を踏まえた国における検証において、新耐震基準の木造住宅のうち、平成 12 年に明確化された接合部等の規定に適合しない住宅に倒壊等の被害が見られたため、平成 29 年に効率的に耐震性を検証する方法として、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法」が一般財団法人日本建築防災協会によって取りまとめられている。

このことから、平成 12 年以前の新耐震基準の木造住宅については、リフォーム等に合わせて接合部等の状況を確認するとともに、必要に応じて耐震性を確保するよう周知・啓発していく。

2 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和2年度県・建築安全推進課調査）

(単位:棟、%) (令和2年3月末現在)

特定建築物			計 (1)= (2)+(3)											耐震性有 の建築物 数合計 (H+O+Q)	耐震化率 (S/G)	耐震性有 の建築物数 (推計値) (4)	耐震化率* (推計値) (4)/(1) (%)	未診断 実施数	推定 耐震性 有り	推計率 【全県共通】 用途別 耐震性有率 (H18.3~)			
				昭和56 年6月以 降の建 築物 (2)	昭和56 年5月 以前の 建築物 (3)	台帳上 の特定 建築物	解体 (建替 含む)	耐震診 断未実 施建物	耐震診 断実施 建物	耐震診 断実施 率 (%)	耐震 性有	耐震 性無	耐震 改修	未改 修									
法 14 条 第 1 号	ア	災害応急対策 全般の企画立 案、調整等を行 う施設	県庁、市役所、町役 場、警察署、消防署、 郵便局、保健所、税 務署その他これらに 類する公益上必要な 建築物	6	5	1	1	0	0	100.0%	0	1	1	0	6	100.0%	6	100.0%	0	0			
			公共建築物	6	5	1	1	0	0	100.0%	0	1	1	0	6	100.0%	6	100.0%	0	0	24.7%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	50.0%		
	イ	住民の避難 所等として 使用される 施設	小学校、中学校、中 等教育学校の前期課 程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校等	30	12	18	18	0	0	100.0%	8	10	8	2	28	93.3%	28	93.3%	0	0			
			公共建築物	30	12	18	18	0	0	100.0%	8	10	8	2	28	93.3%	28	93.3%	0	0	22.3%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	4.7%		
			上記以外の学校	5	0	5	5	0	0	100.0%	0	5	5	0	5	100.0%	5	100.0%	0	0			
			公共建築物	5	0	5	5	0	0	100.0%	0	5	5	0	5	100.0%	5	100.0%	0	0	5.9%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	17.1%		
			幼稚園	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0			
			公共建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	37.5%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	15.5%		
	(1)災 害時 の拠 点の なる 建 築 物	保育所	体育館 (一般公共の用に供 されるもの)	3	3	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	3	100.0%	3	100.0%	0	0			
			公共建築物	2	2	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%	2	100.0%	0	0	30.5%		
			民間建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	36.0%		
		病院	公共建築物	2	1	1	1	0	0	100.0%	0	1	1	0	2	100.0%	2	100.0%	0	0			
			民間建築物	2	1	1	1	0	0	100.0%	0	1	1	0	2	100.0%	2	100.0%	0	0	23.3%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	25.0%		
		救急医療等 を行う施設	病院	8	6	2	2	0	0	100.0%	0	2	1	1	7	87.5%	7	87.5%	0	0			
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%		
			民間建築物	8	6	2	2	0	0	100.0%	0	2	1	1	7	87.5%	7	87.5%	0	0	29.4%		
	エ	災害時要援 護者を保 護、入所し ている施設	診療所	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0			
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%		
			民間建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	33.3%		
			老人ホーム、身体障 害者福祉ホームその 他のこれらに類するも の	2	2	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%	2	100.0%	0	0			
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%		
			民間建築物	2	2	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	2	100.0%	2	100.0%	0	0	33.3%		
			老人福祉センター、 児童生に施設、身体 障害者福祉センター その他のこれらに類す るもの	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%		
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	46.6%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	50.0%		
	オ	交通の拠点 となる施設	車両の停車場又は船 舶若しくは航空機の 発着場を構成する建 築物で旅客の乗降又 は待合の用に供す るもの	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0			
			公共建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%		
			民間建築物	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%		
計(1)				58	31	27	27	0	0	100.0%	8	19	16	3	55	94.8%	55	94.8%	0	0			
			公共建築物	46	21	25	25	0	0	100.0%	8	17	15	2	44	95.7%	44	95.7%	0	0			
			民間建築物	12	10	2	2	0	0	100.0%	0	2	1	1	11	91.7%	11	91.7%	0	0			

特定建築物		計 (①+ ②+③)											耐震性有の建築物数合計 (H+O+Q)	耐震化率 (S/G)	耐震性有の建築物数 (推計値) (④)	耐震化率※ (推計値) (④)(①) (%)	未診断実施数	推定耐震性有り	推計率	
			昭和56年6月以降の建築物 (②)	昭和56年5月以前の建築物 (③)	台帳上に特定の建築物 (建替含む)	解体 (建替 含む)	耐震診断未実施建物	耐震診断実施建物	耐震診断実施率 (%)	耐震性有	耐震性無	耐震改修	未改修						【全県共通】用途別耐震性有率 (H18.3~)	
(2)不特定多数の者が利用する建築物	劇場・観覧場・映画館又は演芸場	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	50.0%
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
	集会場	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0
		1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	30.4%
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	22.2%
	博物館・美術館・図書館又は展示場	1	0	1	1	0	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	1	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	25.0%
		1	0	1	1	0	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	1	0	25.0%
	百貨店	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
		1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	8.3%
法第14条第1号	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設又は遊技場	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	100.0%
		1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	22.2%
	公会堂	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	75.0%
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
	卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗	6	2	4	4	0	2	2	50.0%	0	2	2	0	4	66.7%	4	66.7%	2	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
		6	2	4	4	0	2	2	50.0%	0	2	2	0	4	66.7%	4	66.7%	2	0	13.0%
	ホテル又は旅館	11	9	2	3	1	0	2	100.0%	1	1	1	0	11	100.0%	11	100.0%	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	25.0%
		11	9	2	3	1	0	2	100.0%	1	1	1	0	11	100.0%	11	100.0%	0	0	21.7%
(2)不特定多数の者が利用する建築物	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	33.3%
	公衆浴場	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	50.0%
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	0.0%
		0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0	8.0%
計(2)	21	14	7	8	1	3	4	57.1%	1	3	3	0	18	85.7%	18	85.7%	3	0	0	
	公共建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	0	
	民間建築物	20	13	7	8	1	3	4	57.1%	1	3	3	0	17	85.0%	17	85.0%	3	0	0

特定建築物		計 (①+ ②+③)	昭和56 年6月以 降の建 築物 (②)	昭和56 年5月 以前の 建築物 (③)									耐震性有 の建築物 数合計 (H+O+Q)	耐震化率 (S/G)	耐震性有 の建 築物数 (推計値) (④)	耐震化率 (推計値) (④)/(①) (%)	未診断 実施数	推定 耐震性 有り	【全県共通】 用途別 耐震性有率 (H18.3~)	推計率				
					台帳上 の特定 建築物	解体 (建替 含む)	耐震診 断未実 施建物	耐震診 断実施 建物	耐震診 断実施 率 (%)	耐震性 有	耐震性 無	耐震 改修	未改 修											
法 第 14 条 第 1 号	用途				28	25	3	3	0	0	3	100.0%	0	3	2	1	27	96.4%	27	96.4%	0	0		
					民間建築物	28	25	3	3	0	0	3	100.0%	0	3	2	1	27	96.4%	27	96.4%	0	0	28.6%
	事務所				19	19	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	19	100.0%	19	100.0%	0	0		
					公共建築物	1	1	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	1	100.0%	1	100.0%	0	0	18.1%
					民間建築物	18	18	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	18	100.0%	18	100.0%	0	0	12.2%
	工場				賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿 舎又は下宿	94	42	52	62	10	1	51	98.1%	41	10	8	2	91	96.8%	91	96.8%	1	0	
					公共建築物	9	0	9	12	3	0	9	100.0%	7	2	2	0	9	100.0%	9	100.0%	0	0	89.2%
					民間建築物	85	42	43	50	7	1	42	97.7%	34	8	6	2	82	96.5%	82	96.5%	1	0	57.6%
	計(3)					141	86	55	65	10	1	54	98.2%	41	13	10	3	137	97.2%	137	97.2%	1	0	
					公共建築物	10	1	9	12	3	0	9	100.0%	7	2	2	0	10	100.0%	10	100.0%	0	0	
					民間建築物	131	85	46	53	7	1	45	97.8%	34	11	8	3	127	96.9%	127	96.9%	1	0	
小計(1)+(2)+(3)						220	131	89	100	11	4	85	95.5%	50	35	29	6	210	95.5%	210	95.5%	4	0	
					公共建築物	57	23	34	37	3	0	34	100.0%	15	19	17	2	55	96.5%	55	96.5%	0	0	
					民間建築物	163	108	55	63	8	4	51	92.7%	35	16	12	4	155	95.1%	155	95.1%	4	0	

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

(過去に実施した耐震診断の結果から耐震性有となる割合を求め、その割合を耐震診断未実施数に掛けて得られた数を耐震性有の建築物に加算して耐震化率を推計)

3 姫野市が所有する公共建築物の耐震性能の公表及び耐震化計画にかかる資料

各ランク別の耐震性能と判定基準

ランク	想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震 ^{※1} に対する耐震性能	建築物の構造	静岡県独自の判定基準	
			旧基準の建築物(重要度係数 C _I)	新基準の建築物(用途係数 I)
I	耐震性能が優れている建物。軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる。	災害時の拠点となりうる施設	RC,S SRC,CB	I _s /ET(C _I =1.0) ^{※2} ≥1.25
			W	総合評点≥1.5
II	耐震性能が良い建物。倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される。	建物の継続使用の可否は、被災建築物応急危険度判定や「大規模地震発生直後における施設管理等による緊急点検に係る指針(内閣府平成27年2月策定)」を参考に施設管理者が確認し、判断する。	RC,S SRC,CB	I _s /ET(C _I =1.0) ^{※2} ≥1.0
			W	1.0≤総合評点<1.5
III	耐震性能がやや劣る建物。倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される。	RC,S SRC,CB	I _s /ET(C _I =1.0) ^{※2} <1.0 かつ I _s ≥0.6	I=1.0
			W	0.7≤総合評点<1.0
III	耐震性能が劣る建物。倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される。	RC,S SRC,CB	I _s /ET(C _I =1.0) ^{※2} <1.0 かつ I _s <0.6	I=1.25
			W	総合評点<0.7

※1 南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震（レベル2）に対する耐震性能を表すランクは県が独自に定めたもの。

※2 ランク判定では、建築物の重要度係数C_Iによる割増を考慮しない場合(C_I=1.0)の静岡県の耐震判定指標値E_{T(C_I=1.0)}と構造耐震指標I_s値との比較(I_s/E_{T(C_I=1.0)})により判定する。

用語の解説

耐震性能	建築物が保有する地震に抵抗する能力
構造耐震指標(I _s 値)	建築物が保有する耐力を表わす指標(耐震診断で算定)
静岡県の耐震判定指標値(E _T 値)	想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震に対して安全性を確保するための建築物が保有する耐力の目標値 $ET = Es \times CI \times CG$ Es : 基本耐震指標値 CG: 地形指標 がけ地等の場合 1.25 その他の場合は 1.0
用途係数(I)	建築物の用途により地震力を割り増す係数 I=1.25 の場合 ランク I a I=1.0 の場合 ランク I b
建築物の重要度係数(C _I)	地震による建築物の破壊を抑える程度を表わす係数 C _I =1.25 の場合 地震時に軽微な被害にとどめ継続使用を可能とする C _I =1.0 の場合 地震時に倒壊せずある程度の被害にとどめる
総合評点	木造建築物が保有する耐力を表わす指標(耐震診断で算定)

建築物の構造	
RC	鉄筋コンクリート造 (鉄筋コンクリート造の中には、県営住宅で採用されている特殊な構造として、壁式鉄筋コンクリート造(WRC)と壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造(WPC)がある)
S	鉄骨造(軽量鉄骨を使用する場合は軽量鉄骨造(LS)とする)
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
CB	コンクリートブロック造
W	木造

<参考>

静岡県第4次地震被害想定では、地震動については、本県にとってレベル1の地震とレベル2の地震でその強さに本質的な違いがないとされている。(東海地震の震源域の破壊により発生する地震動が支配的)

そのため、静岡県の耐震判定指標値E_rは従来、東海地震に対する安全性を判定する指標としていたが、想定される南海トラフ巨大地震等の最大クラスの地震に対する安全性を判定する指標として扱っても差し支えないものと考えられる。

静岡県第4次地震被害想定が対象とする地震・津波

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	大正型関東地震
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震	元禄型関東地震

4 耐震診断義務付けの対象となる沿道建築物の要件

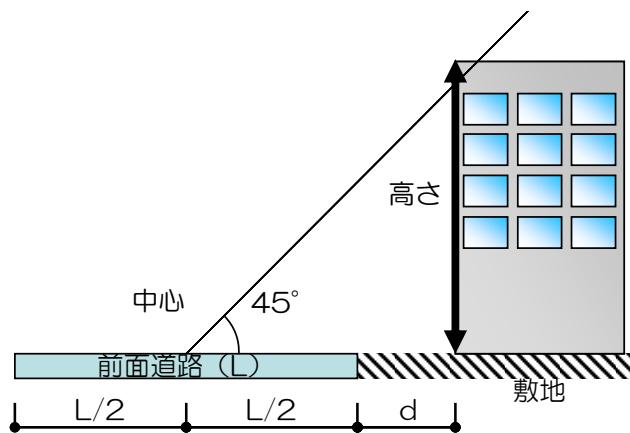
(1)耐震診断の義務付けの対象となる建築物(ア～ウの全てに該当するもの)

- ア 本編表4-2の道路に敷地が接する建築物
- イ 昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物
- ウ 地震時に倒壊することにより道路の過半を塞ぐおそれのある建築物(通行障害建築物)

<参考> 道路の過半を塞ぐおそれのある建築物のイメージ

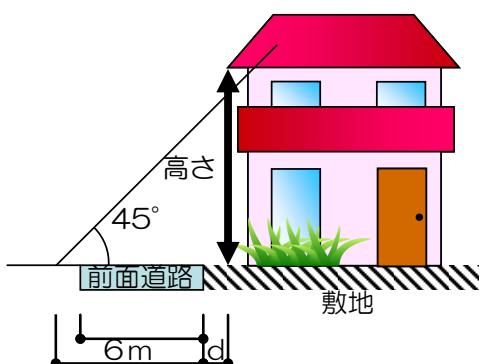
①前面道路幅員が12mを超える場合

高さが、「前面道路の幅員(L)の1/2」+「建物から道路境界線までの距離(d)」を超える建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合

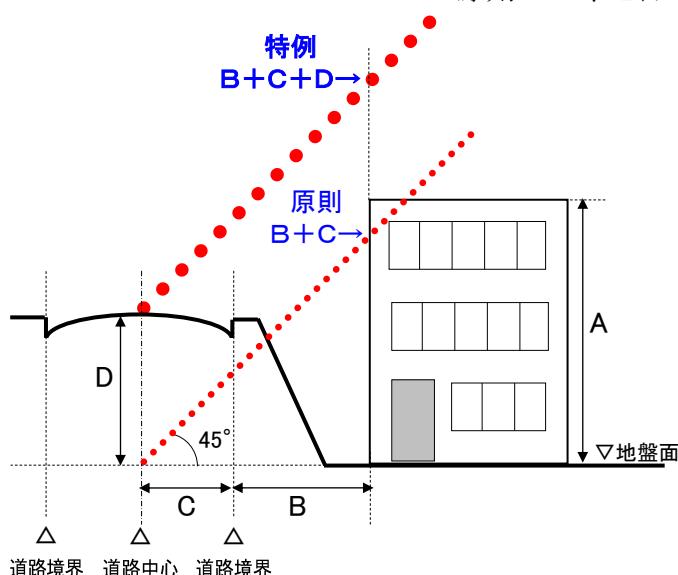
高さが、「6m」+「建物から道路境界線までの距離(d)」を超える建築物



③敷地が前面道路より低い場合

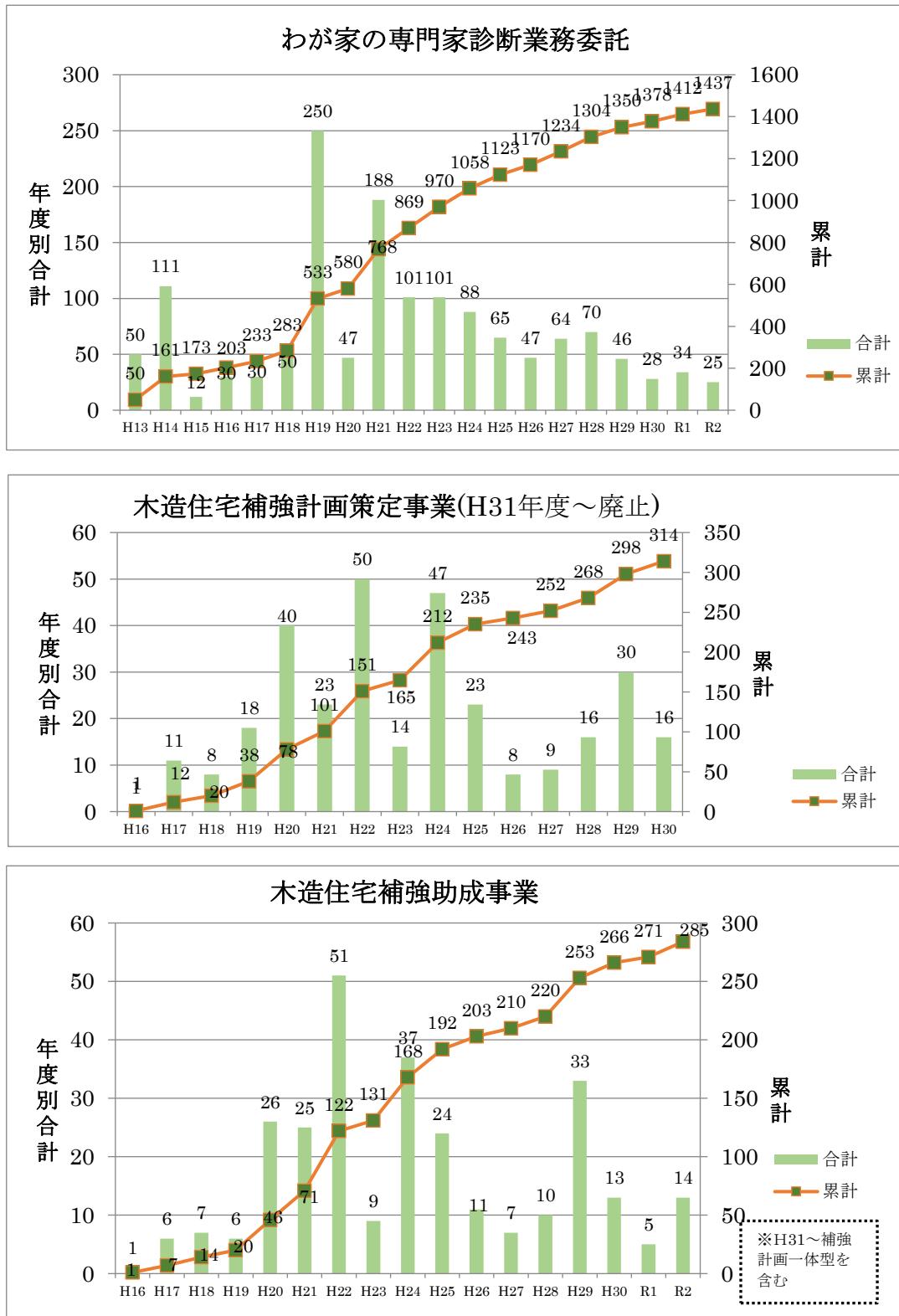
(耐震改修の促進に関する法律施行細則による特例)

原則として、建物の高さ(A)が、道路の中心から建築物までの距離(B+C)を越える建築物が対象となるが、敷地の地盤面が道路より低い場合は、特例として、地盤面から道路面までの段差(D)の分だけ緩和する。



A : 建築物の高さ
B : 建築物と道路の距離
C : 道路の幅員の1/2
D : 地盤面から道路までの段差

5 木造住宅の耐震化実績



木造住宅の耐震改修事業の補助要件の考え方

木造住宅の耐震改修工事の実施にあたっては、全ての階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に1階の被害が大きいことを踏まえ、本市の木造住宅の耐震改修事業の補助要件としては、住宅の倒壊から命を守ることを最優先に、最低限1階部分の耐震性能を確保することとし、2階以上の耐震性能の確保は任意とする。

6 関係法令及び条例

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）最終改正 平成30年6月

27日（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 國土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要な事項

3 國土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止

するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断

及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講すべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなくて当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めら

れるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるとときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)
第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に關し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項

に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建築物の位置

二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途

三 建築物の耐震改修の事業の内容

四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定(以下この章において「計画の認定」という。)をすることができる。

一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとし

て国土交通大臣が定める基準に適合していること。

二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕(同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。)又は大規模の模様替(同条第十五号に規定する大規模の模様替をいう。)をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画(二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くならないものであること。

四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築することにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築することにより当該建築物が建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るために必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第

三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」と

いう。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物(二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建築物をいう。以下同じ。)の管理者等(同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。)は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交

通大臣が定める基準に適合していないと認めるとときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物(以下「要耐震改修認定建築物」という。)の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

(要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力)

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

法附則（抄）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中

「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又

は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

（2）建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に關する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。)

十三 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付(以下この条において単に「検査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル

三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)

二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは水管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火薬^{甚ん}又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商をえた数値が一である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に關し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に關し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に關し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

令附則（抄）

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外壁又はこ

れに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからヘまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからヘまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからヘまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。

イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。)を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル

ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年省令第28号)(抜粋)

(令第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(以下「令」という。)第二条第二十二号の国土交通省令で定める建築物は、国又は地方公共団体が大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として防災に関する計画等に定めたものとする。

(法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路)

第二条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第五条第三項第二号の国土交通省令で定める道路は、都道府県が同項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第二号に定める事項を記載しようとする場合にあっては当該都道府県知事が、市町村が法第六条第三項の規定により同条第二項第二号に掲げる事項に同条第三項第一号に掲げる事項を記載しようとする場合にあっては当該市町村長が避難場所と連絡する道路その他の地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路として認めるものとする。

(令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合)

第三条 令第四条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合は、地形、道路の構造その他の状況により令第四条各号に定める距離又は長さによることが不適当である場合として、知事等(その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物(以下この条において「都道府県計画道路沿道建築物」という。)にあっては都道府県知事をいい、その敷地が市町村耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物(都道府県計画道路沿道建築物を除く。)にあっては市町村長をいう。次条及び第四条の二において同じ。)が規則で定める場合とする。

(令第四条第一号の国土交通省令で定める距離)

第四条 令第四条第一号の国土交通省令で定める距離は、前条の規則で定める場合において、前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メート

ルを超えるときは六メートル以上の範囲において、知事等が規則で定める距離とする。

(令第四条第二号の国土交通省令で定める長さ及び距離)

第四条の二 令第四条第二号の国土交通省令で定める長さは、第三条の規則で定める場合において、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において知事等が規則で定める長さとする。

2 令第四条第二号の国土交通省令で定める距離は、第三条の規則で定める場合において、二メートル以上の範囲において知事等が規則で定める距離とする。

(要安全確認計画記載建築物の耐震診断及びその結果の報告)

第五条 法第七条の規定により行う耐震診断は、次の各号のいずれかに掲げる者に行わせるものとする。

一 一級建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。)、二級建築士(同法第二条第三項に規定する二級建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。)又は木造建築士(同法第二条第四項に規定する木造建築士をいう。第八条第一項第一号において同じ。)(国土交通大臣が定める要件を満たす者に限る。)であり、かつ、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を修得させるための講習であって、次条から第八条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(木造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては木造耐震診断資格者講習、鉄骨造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては鉄骨造耐震診断資格者講習、鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する建築物の耐震診断にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造以外の構造部分を有する建築物にあっては鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習又は鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習に限る。以下「登録資格者講習」という。)を修了した者(建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項(同法第三

条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく条例に規定する建築物について耐震診断を行わせる場合にあっては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。以下「耐震診断資格者」という。)

二 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が定める者

2 前項の耐震診断は、技術指針事項(法第十二条第一項に規定する技術指針事項をいう。)に適合したものでなければならない。

3 法第七条の規定による報告は、別記第一号様式による報告書を提出して行うものとする。ただし、所管行政庁が規則により別記第一号様式に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合にあっては、当該様式による報告書によるものとする。

4 法第七条の規定による報告は、前項の報告書に、耐震診断の結果を所管行政庁が適切であると認めた者が証する書類その他の耐震診断の結果を証明するものとして所管行政庁が規則で定める書類を添えて行わなければならない。

(法第八条第二項の規定による公表の方法)

第二十一条 法第八条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 法第八条第一項の規定による命令に係る要安全確認計画記載建築物の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

二 前号の要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要

三 第一号の命令をした年月日及びその内容

(法第九条の規定による公表の方法)

第二十二条 法第九条の規定による公表は、法第七条の規定による報告について、次に掲げる事項を、同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物ごとに一覧できるよう取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 要安全確認計画記載建築物の位置、用途その他当該要安全確認計画記載建築物の概要

二 前号の要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果に関する事項のうち国土交通大臣が定める事項

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第二十三条 法第十条第一項の規定により都道府県が負担する費用の額は、法第七条第二号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は市町村の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

2 法第十条第二項の規定により市町村が負担する費用の額は、法第七条第三号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は都道府県の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

(令第六条第三項の規定による階数及び床面積の合計)

第二十五条 令第六条第三項の規定による同条第二項各号に定める階数は、同項各号のうち当該建築物が該当する二以上の号に定める階数のうち最小のものとし、同条第三項の規定による同条第二項各号に定める床面積の合計は、当該二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

(令第八条第三項の規定による床面積の合計)

第二十六条 令第八条第三項の規定による同条第二項第一号から第三号までに定める床面積の合計は、これらの号のうち当該建築物が該当する二以上の号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の号に定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計とする。

規則附則（抄）

(令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件)

第二条 令附則第二条第二項の国土交通省令で定める要件は、同条第一項第二号イからホまでのうち当該建築物が該当する二以上の同号イからホまでに定める階数のうち最小のもの以上であり、かつ、同号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ、当該二以上の同号イからホまでに

掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計の数値をそれぞれ当該二以上の同号イからホまでに定める床面積の合計の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の床面積の合計以上であることとする。

(準用)

第三条 第五条第一項及び第二項の規定は、法附則第三条第一項の規定により行う耐震診断について、第五条第三項及び第四項の規定は、法附則第三条第一項の規定による報告について、第二十一条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第八条第二項の規定による公表について、第二十二条の規定は法附則第三条第三項において準用する法第九条の規定による公表について準用する。この場合において、第五条第三項中「別記第一号様式」とあるのは「別記第二十一号様式」と、第二十一条第一号中「法第八条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第八条第一項」と、同号及び同条第二号並びに第二十二条第一号及び第二号中「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、同条中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と、「同条各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限が同一である要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物の用途」と読み替えるものとする。

(4) 建築物の耐震診断及び改修促進を図るため基本的な方針（平成18年国交省告示第184号）

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度

の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては帰に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点か

ら、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いややすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとと

もに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかつた場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかつた場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物

（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方

公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置する

とともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・

事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定 南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画

（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用す

る建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることができ困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるように、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要な事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方
都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震

改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るために、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようとする

ための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることができないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の埠に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の埠については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる埠の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施
法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方
平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市

町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るために、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の埠に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行

令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の埠については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる埠の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック埠の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が

任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

(別添)

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（略）

（5）静岡県地震対策推進条例（平成8年条例第1号）（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、大規模な地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、県及び市町並びに県民の責務を明らかにするとともに、地震による建築物の倒壊の防止等の災害予防、地震発生後における緊急交通の確保その他の特に重要な地震防災のための措置について定めることにより、地震対策の的確な推進を図り、もって県民が安心して暮らせる地震災害に強い県づくりを行うことを目的とする。

第2章 県及び市町の責務等

（県の責務）

第2条 県は、その組織及び機能の全てを挙げて、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

2 県は、市町、国の機関その他防災関係機関及び県民と連携して、静岡県地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施しなければならない。

3 県は、市町が実施する地震対策を支援するとともに、その総合調整を行わなければならない。

4 県は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に静岡県地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならぬ。

5 県は、市町と連携して、家庭及び地域における地震防災活動が自主的に行われるよう、県民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練を実施し、様々な地震の教訓を伝承すること等により、県民の防災行動力の向上に努めなければならない。

6 県は、市町と連携して、消防団の充実強化の支援に努めなければならない。

7 県は、自主防災組織の組織及び活動を充実させるため市町が行う自主防災組織の育成を支援しなければならない。

8 県は、地震災害危険予想地域（地震による津波、山崩れ若しくは崖がけ崩れ又は建築物の倒壊若しくは火災により著しい被害の発生が予想される地域をいう。）を明らかにし、市町と連携して、地域の実情に応じた方法でその周知に努めるとともに、その地域の特性に配慮した地震対策の推進に努めなければならない。

9 県は、市町と連携して、男女共同参画の視点に立った地震対策の推進に努めなければならない。

10 県は、市町、国の機関その他防災関係機関、事業者及び県民と連携して、地震が発生した場合における帰宅困難者（長時間にわたる交通機関の運行の停止等により、容易に帰宅することができない者をいう。以下同じ。）による混乱の発生を防止するため帰宅困難者が一斉に帰宅することの抑制に係る周知、必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、徒歩等により帰宅する帰宅困難者を支援するため地震災害及び交通に関する情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

11 県は、市町が行う避難のための安全確保に関する措置に関して、市町から助言を求められた場合においては、速やかに必要な助言をするものとする。

12 県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客等の安全が確保されるよう、地震災害に関する情報の提供等に努めなければならない。

13 県は、市町と連携し、地震により被災した者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他地震により被災した者の保護に配慮するよう努めなければならない。

（他の地方公共団体等との協力）

第3条 県は、地震が発生した場合において救出救助、医療救護、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、迅速かつ的確に応援又は協力を要請するものとする。

2 県は、他の地方公共団体から災害応急対策の実施に関する応援の要請があったときは、積極的かつ迅速にこれに応ずるものとする。

(資料、研究等の成果の公表)

第4条 県は、地震に関する資料の収集及び分析並びに地震に関する調査及び研究を科学的かつ総合的に行い、その成果を公表するものとする。

(職員の責務)

第5条 県は、地震防災に関する県の責務を最大限に果たせるよう、あらかじめ、地震防災に対応するための職員の配置及び職務を定めておかなければならぬ。

2 県の職員は、地震防災に関するそれぞれの職務の習熟に努め、地震が発生したときは、直ちに定められた配置に就いてその職務を遂行しなければならない。

(市町の責務)

第6条 市町は、その組織及び機能のすべてを挙げて、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災に関し万全の措置を講じなければならない。

2 市町は、県、国の機関その他防災関係機関及び住民と連携して、市町村地域防災計画等に基づき地震対策を的確かつ円滑に実施するとともに、地震災害に強い地域づくりに努めなければならない。

3 市町は、様々な地震の教訓及び地震に関する科学的な研究の成果を踏まえ、常に市町村地域防災計画等が的確なものとなるよう見直さなければならない。

4 市町は、家庭及び地域における地震防災活動が自動的に行われるよう、住民の防災意識の高揚を図るとともに、実践的かつ効果的な防災訓練等の実施による地域に適合した住民の防災行動力の向上を図り、及び自主防災組織の育成に努めなければならない。

(県民の責務)

第12条 県民は、地震による被害を最小限にとどめるため、日頃から、地震及び地震防災に関する知識の習得並びに家庭及び地域における地震対策の実施に努めなければならない。

2 県民は、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具の固定、消火器の常備、食料、飲料水等の備蓄その他の事前の対策を行うとともに、地震による地域

の危険度、避難の経路、場所及び方法等について家族で確認し合うなど、家庭における地震対策に万全を期すよう努めなければならない。

3 県民は、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を地震が発生した場合において発揮できるよう努めなければならない。

4 県民は、様々な地震の教訓を伝承し、地震対策に活用するよう努めなければならない。

5 県民は、地域において、地震による被害を予防し、地震が発生した場合において地震防災活動を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めなければならない。

6 県民は、地震が発生したときは、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当、避難等に当たって冷静かつ積極的に行動するよう努めなければならない。

7 県民は、沿岸部等において、地震による強い揺れ若しくは長い揺れを感じた場合又は気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく津波注意報、津波警報又は津波特別警報があった場合には、一人ひとりが率先し、かつ、直ちに津波による浸水のおそれがない場所まで避難するものとする。

(事業者の責務)

第14条 事業者は、地震による被害を最小限にとどめるため、地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合における従業員のとるべき行動を明確にする等地震対策の強化に努めるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保その他の地震に対する安全対策を推進するとともに、食料、飲料水等の備蓄並びに消火、救出救助等のための資材及び機材の整備に努めなければならない。

3 事業者は、従業員を防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加させるよう努めなければならない。

4 事業者は、地震が発生したときは、帰宅困難者による混乱の発生を防止するため、事業所の施設等の安全及び周囲の状況を確認の上、従業員等に対する当該施設への待機の要請、従業員等と家族

等との連絡手段の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 事業者は、地震が発生したときは、従業員等及び地域住民の安全を確保するため、地域住民及び自主防災組織と協力して、情報の収集及び伝達、出火の防止、消火、救出救助、応急手当、避難誘導等の活動を積極的に行うよう努めなければならない。

(既存建築物の耐震性の向上)

第 15 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条第 1 項に規定する要安全確認計画記載建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について耐震診断を行わなければならない。

2 既存建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成 7 年政令第 429 号)第 3 条ただし書に規定するものを除く。)をいう。以下同じ。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、当該既存建築物について耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び必要に応じた耐震改修を行うよう努めなければならない。

3 県は、市町と連携して、既存建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況の把握に努めるとともに、耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うものとする。

4 知事は、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、既存建築物の所有者に対し、当該既存建築物の耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修について指導及び助言をすることができる。

5 知事は、緊急輸送路、避難路(市町村地域防災計画において設定されている幹線避難路及び規則で定める避難路に限る。以下同じ。)又は市町村地域防災計画において設定されている避難地若しくは避難所(以下「避難地等」という。)に面する既存建築物について、必要な耐震診断(要安全確認計画記載建築物に係るものを除く。)及び耐震改修が行われていないと認めるときは、当該既存建築物

の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、既存建築物の耐震性の向上に関し、情報の収集、研究開発の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 県は、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(建築物の落下対象物の安全性の向上)

第 16 条 建築物の所有者及び広告塔、装飾塔、廣告板その他建築物の屋外に取り付けられている物(以下「広告塔等」という。)の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)は、地震に対する安全性を確保するため、落下対象物(建築物の外壁のタイル、屋外に面している窓ガラスその他これらに類する建築物の部分及び広告塔等をいう。以下同じ。)を定期的に点検し、落下することのないよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、落下対象物の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、落下対象物の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

4 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面する落下対象物について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者又は広告塔等の所有者等に対し、必要な指示をすることができる。

5 県は、落下対象物の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(ブロック塀等の安全性の向上)

第 17 条 ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀(以下「ブロック塀等」という。)の所有者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的にブロック塀等を点検し、必要に応じて適切な耐震改修(生け垣への転換等の措置を含む。以下この条において同じ。)を行うよう努めなければならない。

2 県は、市町と連携して、ブロック塀等の実態を調査するとともに、その地震に対する安全性の確保について啓発を行うものとする。

3 知事は、市町長と連携して、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため、ブロック塀等を取り扱う事業者の団体その他関係者の協力を求めることができる。

4 知事は、市町長の協力を得て、ブロック塀等の地震に対する安全性を確保するため必要があると認めるときは、ブロック塀等の所有者に対し、耐震改修について指導及び助言をすることができる。

5 知事は、緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等について、必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、当該ブロック塀等の所有者に対し、必要な指示をすることができる。

6 県は、ブロック塀等の安全性の確保を促進するため、必要な財政上の措置を講ずることができる。

(防災上重要な建築物等の耐震性の確保)

第19条 県は、地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる災害対策本部及び方面本部の庁舎並びに警察及び消防の庁舎、医療活動の中心となる病院、避難所となる学校等その他防災上特に重要な建築物について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。

2 県は、災害応急対策を円滑に実施するため、情報の収集及び伝達、交通規制、消火、医療救護等に関する防災上特に重要な設備について、耐震性の確保が図られるよう努めなければならない。

(緊急輸送路の整備等)

第27条 県は、他の道路管理者と連携して、地震が発生した場合における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急輸送路の整備に努めるとともに、あらかじめ、緊急輸送路の路線及び区間を県民に周知しておくものとする。

(応急危険度判定の実施等)

第31条 知事は、余震による被災した建築物の倒壊等により生ずる二次災害を防止するため市町長が実施する応急危険度判定(被災した建築物の危険度の応急的な判定をいう。以下同じ。)に積極的に協力し、必要があると認めるときは、自らもこれを実施するものとする。

2 知事は、市町長と連携して、応急危険度判定が円滑に実施されるよう、その実施体制の整備及び充実を図るとともに、応急危険度判定について県民への啓発を行うものとする。

(応急危険度判定士)

第32条 知事は、応急危険度判定の実施のため、別に定めるところにより静岡県地震被災建築物応急危険度判定士(以下「判定士」という。)を認定し、及び登録するものとする。

2 知事又は市町長は、応急危険度判定を実施するときは、判定士に対し、その業務に従事することを要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けて応急危険度判定の業務に従事する判定士は、その業務に必要な限度において、被災した建築物及びその敷地に立ち入って調査することができる。

4 前項の規定による立入調査をしようとする判定士は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(被災建築物の居住者等の協力等)

第33条 被災した建築物の居住者又は所有者等は、第31条第1項の規定による応急危険度判定に協力しなければならない。

2 応急危険度判定を受けた被災した建築物の居住者又は所有者等は、その判定の結果に応じ必要があるときは、入居者又は利用者の避難、当該建築物の応急補強その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(5) 静岡県地震対策推進条例施行規則（平成8年規則第7号）（抜粋）

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難路)

第2条 条例第15条第5項の規則で定める避難路は、次に掲げる道路(市町村地域防災計画において幹線避難路として設定されているものを除く。以下同じ。)とする。

(1) 地震災害危険予想地域(地震による津波、山崩れ若しくは崖崩れ又は建築物の火災により著しい被害の発生が予想される地域に限る。)から住民

等が避難するため必要な道路のうち、市町村地域防災計画において避難路として設定され、かつ、知事が必要があると認める道路

(2) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 項の都市計画において定められた容積率の限度が 400 パーセント以上の商業地域又は近隣商業地域内の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項及び第 2 項の道路

(6) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) (抜粋)

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(7) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号) (抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 法別表第一(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超える二百平方メートル以下のもの

二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの



裾野市本庁舎

昭和 52 年建設、平成 22 年度～23 年度耐震改修（免震工法）



積層ゴムアイソレータ（55 基） オイルダンパー（5 基）



問い合わせ先

裾野市 建設部 まちづくり課

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地

TEL : 055-995-1856

FAX : 055-994-0272

E-mail : kenchiku@city.susono.shizuoka.jp